公示番号: 19a00617 国 名:パラグアイ

担当部署:人間開発部 社会保障チーム

案件名:産業界のニーズに応える高度技能人材育成プロジェクト(ものづくり・生産

管理)

1. 担当業務、格付等

(1)担当業務:ものづくり・生産管理

(2)格付:2号

(3) 業務の種類:専門家業務

2. 契約予定期間等

(1) 全体期間 : 2020 年 2 月上旬から 2020 年 3 月中旬まで

(2) 業務 M/M : 国内 0.30M/M、現地 0.87M/M、合計 1.17M/M (3)業務日数: 準備期間 現地業務期間 整理期間

3日 26 日 3日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

(1) 簡易プロポーザル提出部数:1部

(2) 見積書提出部数:1部

(3)提出期限:11月27日(12時まで)

(4) 提出方法:専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は郵送 (〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)

(いずれも提出期限時刻必着)

提出方法等詳細については JICA ホームページ(ホーム>JICA について>調達情 報>公告・公示情報/結果>コンサルタント等契約案件公示(業務実施契約(単独 型)) >業務実施契約(単独型)公示にかかる応募手続き)

(https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition 2019.pdf) をご覧ください。 なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただ いても受領致しかねます。ご留意ください。

(5) 評価結果の通知:提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロ ポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2019 年 12 月10日(火)までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

(1)業務の実施方針等:

①業務実施の基本方針 16 点

②業務実施上のバックアップ体制等 4 点

(2)業務従事者の経験能力等:

①類似業務の経験 48 点

②対象国又は同類似地域での業務経験 16 点

③語学力 8点

④その他学位、資格等 8点

(計 100 点)

類似業務	生産管理・品質管理に係る各種業務
対象国/類似地域	パラグアイ/全途上国
語学の種類	英語(西語ができると更によい)

5. 条件等

(1)参加資格のない社等:特になし

(2) 必要予防接種:特になし

6. 業務の背景

近年、パラグアイでは、人件費や電力費等の各種コストの低さ、低税率かつシンプルな税制、諸税の減免等を享受できるマキラ制度をはじめとした投資誘致政策、ブラジル市場へのアクセスの良さ等のメリットに対して、日系企業を含む製造業関連企業が着目し同国に生産拠点を移す動きが出てきており、その中でも自動車部品産業、縫製、プラスチック製品等の製造業の進出が顕著である。

しかし、伝統的に農業を主要産業としてきたパラグアイには、製造業における工場の操業・管理に不可欠な各種専門分野の技能人材が不足しており、このことが投資環境の良さを活かした効果的な製造業の誘致促進を図る上での課題となっている。製造業関連企業がパラグアイで事業を行うためには、生産現場で汎用的な管理技術(品質管理、生産管理、工程管理等)を用いて活躍できる高度技能人材(テクニシャン・レベル)や技術者の確保が必要であるものの、同国職業訓練セクターの中核機関である労働雇用社会保障省の職業訓練局(SNPP)は、民間企業が求める人材、特に高度な技能人材を十分に育成・提供できていない状況にあった。

このような現状及び課題に対応するため、パラグアイ側の要請に基づき 2016 年 6 月よりアスンシオン近郊のサンロレンソ市に位置する日本—パラグアイ技術職業訓練センター(CTFP-PJ)をモデルセンターとして、①SNPP とモデルセンターにおける官民連携メカニズムの強化、②モデルセンターにおける組織運営能力の強化及び、③モデルセンターにおける工場管理に係る訓練コースの開発、実施を目標に掲げ「産業界のニーズに応える高度技能人材育成プロジェクト」が実施されている。

訓練コースの開発に当たっては、「日本のものづくり」の概念・技術が反映されることが望まれており、プロジェクト開始当初に SENAI(ブラジル全国工業職業訓練機関)の支援の下に「工場管理コース」が開発され、実施されている。

7. 業務の内容

本業務の業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の業務従事者と協議・調整しつつ、以下、担当分野の技術移転を行う。具体的担当事項は次のとおりとする。

- (1) 国内準備期間(2020年2月上旬~2月中旬)
 - 1) プロジェクトの概要や進捗状況を把握する(要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析)。メール等を通して、チーフアドバイザーと事前打ち合わせを行う。
 - 2) 業務計画書(英語または西語)を作成し、JICA 人間開発部に提出する。
- (2) 現地業務期間(2020年2月中旬~3月中旬)

プロジェクトのチーフアドバイザーをはじめとする他の業務従事者と協議しながら、①既存訓練コースの改善提案、②新コース開設に関する提言、③「ものづくり」に係るセミナーを行う。具体的には以下の活動を実施する。

- 1) チーフアドバイザーおよびカウンターパート(教務課長、工場管理科長)より、既存の訓練コースについてブリーフィングを受ける。
- 2) プロジェクト関係者 (SNPP 総局長、技術課長、JICA パラグアイ事務所) を訪問し、業務計画書の内容を説明する (西語翻訳が必要な場合は、別途 プロジェクトにて翻訳する)。
- 3) チーフアドバイザーおよびカウンターパート担当者と協議しながら、既存の生産管理・品質管理モジュールのコース内容を検証する。
- 4) 既存コースのコース内容の検証結果に基づきコース内容の改善に係る提案を作成し、カウンターパート(CTFP-PJセンター長、教務課長、工場管理科長、指導員)にプレゼンテーションを行う。
- 5) 「日本のものづくり」(TPS、TPM等)の概念を反映した新規短期向上訓練コースの体系図及びカリキュラム開発の方向性や概要について、カウンターパート(CTFP-PJ センター長、教務課長、工場管理科長、指導員)に提案する1。
- 6) 工場管理科長や指導員を対象に、新規短期向上訓練コースの教材作成に係る助言を行う。
- 7) チーフアドバイザーやカウンターパート(CTFP-PJ所長、工場管理科長) と相談しながら、8)および9)に示すセミナーにおける講義の具体的な内容を検討し、準備を行う(セミナー参加者の募集等は、他のプロジェクト関係者が行う)。
- 8) プロジェクトとパラグアイ工業連盟 (UIP) が主催する「日本のものづくり」に係る企業向けセミナー²にて、講演を行う (1 日間)。
- 9) プロジェクトが実施する SNPP 指導員及びコース受講者対象のセミナー にて、「日本のものづくり」に係る講演を行う(1日間)。8) の内容を指導員・受講者向けにアレンジした内容を想定している。
- 10)現地業務の結果を JICA パラグアイ事務所に報告する。
- (3) 帰国後整理期間(2020年3月中旬)
 - 1) JICA 人間開発部に対し、活動の概要や成果を報告する。
 - 2) 業務完了報告書を作成する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

- (1)業務計画書(和文3部)
- (2)業務完了報告書(和文3部)

¹ プロジェクト開始当初に SENAI 支援の下に工場管理に係るコースを開発し、2017年に高卒対象の長期上級訓練コース、2018年に在職者対象の短期向上訓練コースを開始しているが、製造業関連企業より新たに「日本のものづくり(TPS、TPM)」に係る短期向上訓練コースの要望が出ており、これに応えるもの。

 $^{^2}$ 本プロジェクトの成果 1 の「官民連携メカニズムの強化」実施のため、プロジェクト開始当初に「製造業セクター委員会」を 創成し、同委員会を通じて各種官民連携プログラムを実施してきている。その一環として、現在までに企業向けに生産管理に係 るセミナーを実施してきているが、最近のセクター委員会の会合や民間企業訪問時に「日本のものづくり」に係るセミナーの開催要望が出ている。本セミナーは、この要望に応えるもの。

現地業務で作成したセミナー資料等を添付し、2020年3月20日までに電子データをもって提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」(http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html)を参照願います。留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます(見積書に計上して下さい)。 航空経路は、日本⇒アスンシオン⇒日本(北米経由または中東経由を想定)を標

準とします。

10. 特記事項

- (1)業務日程/執務環境
 - ①現地業務日程

現地業務期間は2020年2月17日~3月13日を予定しています。

②現地での業務体制

「産業界のニーズに応える高度技能人材育成プロジェクト」従事者の構成は、 以下のとおりです。

- ア) チーフアドバイザー(長期派遣専門家)
- イ) シニアアシスタント(ローカルコンサルタント)
- ウ) ものづくり・品質管理(本コンサルタント)
- *このほかに、ブラジル全国工業職業訓練機関(SENAI)の専門家が短期シャトル派遣により業務に従事しています。
- ③便宜供与内容

JICA パラグアイ事務所およびプロジェクトによる便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎

あり

イ)宿舎手配

あり

ウ)車両借上げ

全行程に対する移動車両を提供いたします。

エ)通訳傭上

セミナーでは、必要に応じてプロジェクトにて日本語-スペイン語、または英語-スペイン語の通訳を傭上します。セミナー以外の業務においては、必要に応じてプロジェクトにて日本語-スペイン語のコミュニケーションの支援をいたします。

オ) 現地日程のアレンジ

セミナー開催に係る調整を含め、プロジェクトにてアレンジします。

カ)執務スペースの提供

プロジェクトオフィスのスペースおよび、業務に必要な資機材を提供いた します。

(2)参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料を当機構人間開発部社会保障チーム (TEL:03-5226-8333) にて配布します。
 - ・ パラグアイ国 産業界のニーズに応える技能人材育成プロジェクト 詳細計画策定調査報告書
 - モニタリングシート(第1回~第5回)
- ② 本業務に関する以下の資料が、JICA 図書館のウェブサイトで公開されています。
 - 事業事前評価表 https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2015 1500505 1 s.pdf
- ③ 本契約に関する以下の資料を当機構調達部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、代表アドレス (prtm1@jica.go.jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。
 - ア) 提供資料:

「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」

- イ) 提供依頼メール:
 - ・タイトル:「配布依頼:情報セキュリティ関連資料」
 - 本文:以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ①業務実施契約(単独型)については、単独(1名)の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせて頂きます。
- ②現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA パラグアイ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス (2014 年 10 月)」 (http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf) の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

以上